

若手社員等合同研修会実施委託業務 プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 業務名

若手社員等合同研修会実施委託業務

(2) 業務の目的

本業務は、県内若手人材を対象として、ビジネススキルの向上や県内で働くことへのモチベーションの向上、同世代の仲間づくり等を目的に、官民・異業種の若者世代が参加する研修会の開催を委託するものである。

(3) 業務内容

別添「若手社員等合同研修会実施委託業務プロポーザル仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

2 見積限度額

4,758千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「若手社員等合同研修会実施委託業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と県は、提出書類の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。14日以内（県の閉庁日を除く。）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行う。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

- (1) 高知県内に本店を有する者であること、又は、高知県内に本店を有する者を構成員に含む共同企業体であること
- (2) 高知県の物品購入等にかかる競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者で

あること

- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (6) 本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (7) 本店及び高知県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (8) (2) で競争入札参加資格を有しない者は、高知県知事が定める申請書（令和6～令和8年度競争入札参加資格審査申請書）に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、下記の指定場所へ提出すること

＜高知県知事が定める申請書の提出先＞

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県会計管理局総務事務センター

6 説明会

日時：令和8年4月8日（水）午後1時から午後2時まで

開催方法：オンライン開催

- ・参加希望者は、14に記載する連絡先に4月7日（火）午後5時までに電子メールにて連絡すること

※ 説明会への参加は、プロポーザル参加の条件ではありません。

7 質疑と回答

質疑事項は別紙様式1により電子メールで受け付ける。電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は、高知県総合企画部元気な未来創造課ホームページに掲載する。

受付期限 令和8年4月9日（木）午後5時まで

回答日 令和8年4月13日（月）予定

8 参加申込及び資格要件の確認

参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式2）に法人概要書を添えて申し込むこと。申込に当たって提出する書類を次表に示すとおり。

[提出書類、様式及び提出部数等]

提出書類の名称	規格	提出部数
参加申込書（別紙様式2）	A4縦	各1部
法人概要書（別紙様式3）		
事業実績一覧表（別紙様式4）		

- ※ 5（8）の場合は、「法人の納税証明書（参加申込書を提出する日の前日までに納税期限の到来した都道府県税について滞納がないことがわかる書類（発行3ヶ月以内のもの）」及び「法人の消費税及び地方消費税の納税証明書（発行3ヶ月以内のもの）」を各1部提出すること。

(1) 参加申込書

① 提出期限

令和8年4月20日（月）午後5時必着

② 提出方法

持参、郵送（書留郵便または配達証明に限る。）、電子メール

なお、電子メールで提出する場合は、電話により着信を確認すること

③ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎2階

高知県総合企画部元気な未来創造課 担当者：佐竹、埴田

T E L : 088-823-9332

E - m a i l : 080901@ken.pref.kochi.lg.jp

（ 令和8年3月31日までは、総合企画部政策企画課 担当者：野本、長尾 ）

E - m a i l : 080201@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県総合企画部元気な未来創造課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認結果を令和8年4月23日（木）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められることができる。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別添「若手社員等合同研修会実施委託業務プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成すること。

10 審査

別添「若手社員等合同研修会実施委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施する。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、速やかにすべての提案者に文書で通知する。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和8年4月8日（水）説明会（午後1時～午後2時）

- 4月 9日（木） 質疑書提出締切（午後5時必着）
- 4月13日（月） 質疑回答
- 4月20日（月） 参加申込書及び資格確認書類（午後5時必着）
- 4月23日（木） 資格要件確認結果通知
- 5月 8日（金） 企画提案書の提出期限（午前10時必着）
- 5月14日（木） 審査委員会（プレゼンテーション）
- 5月末 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 提出された書類は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式5により提出すること。
開示・非開示の判断は、提出された様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。
- (4) 契約者以外の提出書類の内容については、提案者の承諾なしに利用することはない。

14 お問い合わせ先

高知県総合企画部元気な未来創造課 担当者：佐竹、埴田

TEL：088-823-9332

E-mail：080901@ken.pref.kochi.lg.jp

〔 令和8年3月31日までは、総合企画部政策企画課 担当者：野本、長尾 〕
E-mail：080201@ken.pref.kochi.lg.jp

15 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取り扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合がある。
 - ① 提出書類に不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) 公示以降において、県の組織や人事の異動に伴う変更があった場合は、関係書類の提出先や問合せ先は、その事務を引き継いだ組織及び担当者となる。

若手社員等合同研修会実施委託業務
の提案書募集に関する質問用紙

令和 年 月 日

事業者名

担当者名

(電話 :)

(E-mail :)

質疑内容

(注意)

- 1 質問 1 問につき 1 枚を使用し、できるだけ簡潔に記載し、電子メールで提出してください。
電話により着信を確認してください。
- 2 提出期限：令和 8 年 4 月 9 日（木）午後 5 時まで

参加申込書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

若手社員等合同研修会実施委託業務プロポーザル募集要領に基づき、若手社員等合同研修会実施委託業務に関するプロポーザルに参加を申し込みます。

また、募集要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

連絡先

担当者 _____

電話 _____

F A X _____

E-mail _____

法人概要書

法人名		
所在地	〒	
代表者 職・氏名		
従業員数等		
設立年月		
事業内容		
資格要件	高知県における令和 6～令和 8 年度入札参加資格者名簿（物品購入等）への登録または登録の予定がされている者	ない・ある
	地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当	ない・ある
	高知県物品購入等関係指名停止要領に基づく指名停止	ない・ある
	「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置	ない・ある
	「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当	ない・ある
	県税の滞納	ない・ある
	消費税及び地方消費税の滞納	ない・ある

事業実績一覧表

(同種、類似業務の他、これまでの主な実績について簡単に箇条書きのこと)
※国又は地方公共団体との間において過去2年間に同種、同規模の複数の契約実績があれば契約書(変更契約書を含む)の写しを提出すること。

非開示理由の申出書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

所在地

事業者名

代表者名

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類（書類の頁・箇所等）	支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。
（※提出書類に下線、枠囲い等でマークしたものを添付したもので可。）	